

議員提出議案第4号

国際刑事裁判所（ICC）の独立性及び機能の確保並びに赤根智子所長
への支援を求める意見書

上記の議案を会議規則第14条第1項の規定により提出する。

令和8年9月10日

提出者 西東京市議会議員 かとう 涼 子

賛成者 西東京市議会議員 坂 井 かずひこ

西東京市議会議員 大 林 光 昭

西東京市議会議員 中 村 すぐる

西東京市議会議員 森 しんいち

西東京市議会議員 山 崎 英 昭

西東京市議会議員 後 藤 ゆう子

西東京市議会議員 納 田 さおり

西東京市議会議員 田 村 ひろゆき

西東京市議会議員 長 井 秀 和

国際刑事裁判所（ＩＣＣ）の独立性及び機能の確保並びに赤根智子所長
への支援を求める意見書

米国政府は2026年8月18日、国際刑事裁判所（ＩＣＣ）の赤根智子所長らを制裁措置の対象に指定した。

我が国は、国際社会における最も重大な犯罪の処罰と撲滅及び法の支配の徹底のため、常設の国際刑事法廷であるＩＣＣを一貫して支持してきた。日本政府も、今回の米国による措置について、こうした我が国の立場と相入れるものではなく、引き続き、関係国等と意思疎通を取りつつ、国際社会における法の支配の強化に取り組んでいく考えを示している。

ＩＣＣは、ジェノサイド、人道に対する犯罪、戦争犯罪等、国際社会全体の関心事である最も重大な犯罪を訴追・処罰するための常設の国際刑事裁判所であり、法の支配に基づく国際秩序の維持・強化に重要な役割を果たしている。

国際社会において法の支配を維持・強化していくためには、ＩＣＣが独立性及び安全性を確保し、その機能を十分に発揮できる環境を維持していくことが重要である。

また、我が国として、関係国との連携を強化するとともに、赤根所長が職務を円滑に遂行できるよう、必要な支援を行っていくことが求められる。

よって、西東京市議会は日本政府に対し、次の事項を要望する。

- 1 米国政府による赤根智子所長らへの制裁措置について、我が国の立場を明確に伝え、早急な制裁解除に向け、米国政府への必要な働きかけを行うこと。
- 2 関係国との意思疎通及び連携を図りながら、国際社会における法の支配の強化に取り組むとともに、ＩＣＣの独立性、安全性及び機能の確保に向けた支援を継続・強化すること。
- 3 赤根智子所長と緊密に意思疎通を図り、同所長が職務を円滑に遂行できるよう、必要かつ具体的な支援を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年9月15日

西東京市議会議長 佐藤 公男

提出先 内閣総理大臣、外務大臣、法務大臣